

■自動車リサイクル料金

2005年1月1日からスタートしたリサイクル法に基づく費用。リサイクル法とは廃車から出る有用資源をリサイクルし、環境問題への対応を図るための法律だ。新車購入時はメーカーが定めたリサイクル料金と、運用費として情報管理料金、資金管理料金を納める。この中で資金管理料金を除いた額を「リサイクル預託金」と呼び、新車購入時に支払った所有者がその車を売った場合、次の所有者がその分を前オーナーに支払う。

中古車の場合はリサイクル預託金を購入時か車検時に払う。料金は車種やグレードによって異なるが1万円弱～2万円程度だ。なお、納めた車にはリサイクル券が付いているので確認しよう。また、支払うタイミングは購入する中古車のリサイクル預託金をすでに払っているかどうかで異なる。アネックス三春では各中古車情報に下記のような表示をつけ、支払うタイミングとリサイクル預託金が車両本体価格に含まれているか、別途支払いが必要なのかを表している。

[車両本体価格とは別に支払いが必要]

- ・**リ未**:リサイクル料金が未預託のため、中古車は廃車時に支払う必要がある。
- ・**リ済別**:車両本体価格とは別にリサイクル預託金が必要となる。

[車両本体価格に含まれているか、もしくは不要]

- ・**リ済込**:車両本体価格にリサイクル預託金が含まれている。
- ・**リ対象外**:一部の特殊車両など、リサイクル料金が発生しない場合。

※さらに新車時にはなかった、後付けのエアバッグなどが付いている場合、リ未・リ済別・リ済込は、後ろに「+リ追」が表記される(ex. リ未+リ追)。